

令和3年1月25日

個人情報保護委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見について

令和2年12月25日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

令和3年1月25日

**「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」
及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に係る意見について**

No.	該当箇所	意見	理由
1	政令（案） 第8条第1号	政令第8条第1号について、原則、安全管理措置の内容の公表を求める一方、公表することで安全管理措置に支障を及ぼすおそれがあるものを除くとされているが、その線引となる考え方を、具体例と共にガイドラインで明確化していただきたい	各個人情報取扱事業者における公表水準の統一化
2	政令（案） 第9条	政令第9条は、同条各号が定める例外要件に該当する事案について、法25条第1項が定める記録作成義務の対象にはなるものの、法28条が定める当該記録の開示対象から除外されることを規定したもの、という理解でよいか。	政令第9条各号は、第三者提供に該当する事案を対象としていることを明確化いただきたい（法23条第1項・第5項に該当する事案は、そもそも第三者提供に該当しないため、政令第9条の対象ではない（法25条第1項が定める記録作成義務は課されず、法28条が定める開示請求の対象とならない））。
3	政令（案） 第9条	政令第9条第1号ないし第4号に該当する具体例をガイドラインで明確化いただきたい。	明確化のため
4	規則（案） 第6条の2第1号	「要配慮個人情報が含まれる個人データ」の漏洩等が発生した場合は、個人情報保護委員会および本人への通知が必要と定められているが、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、本人への通知対象から除外することが望ましい	「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、政令第4条で公益その他の利益のために、保有個人データから除外しているものであるが、本人への通知をすることにより、その存否が明らかになってしまうと考えられるため
5	規則（案） 第6条の2第2号	「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」とあるが、「財産的被害」の具体的な事例や、報告の要否	情報の漏えい等が発生すれば、何らかの悪用や財産的被害が生じる可能性が否定できないとも考えられ、報告対象が無限定に広がる可能性があるため

No.	該当箇所	意見	理由
		に関する判断基準等を明確化いただきたい。	
6	規則（案） 第6条の2第3号	報告対象となる漏えい等につき、漏え主体（外部者のみならず内部者（従業員等）も含まれるのか）、不正の目的の考え方（例：正当な目的で持ち出した個人データを過失により紛失した場合等の報告要否）等、報告の要否に関する判断基準等を明確化いただきたい。	漏えい等に関する報告基準の明確化のため
7	規則（案） 第6条の3第1項	「…前条各号に定める事態を知った後、速やかに、…を報告しなければならない。」とあるが、「速やかに」とは、事態を知った後、何日以内のことか具体的に示していただきたい。	漏えい等に関する報告時限の明確化のため
8	規則（案） 第6条の3第1項第7号	「公表の実施状況」について、報告を求める以上、公表の要否／方法の基準・目線について明確化していただきたい。	各個人情報取扱事業者における公表水準の統一化
9	規則（案） 第6条の3第2項	報告を要する事案全てについて、「速報」と「確報」の2回の報告が必要になるため、報告項目や報告書式等の簡素化について検討いただきたい。	2回の報告を、迅速かつ適正に行うため
10	規則（案） 第6条の3第3項	漏えい等に関する報告先について、銀行の場合は、第6条の3第3項2号に基づき、金融庁宛ての報告が必要であり、個人情報保護委員会宛ての報告（同項1号の報告）については不要であることを、ガイドライン等で明確化していただきたい。	漏えい等に関する報告先の明確化のため
11	規則（案） 第11条の3	各国の提供情報は個人情報保護委員会にてとりまとめを行っていただきたい。	各国の状況は一民間企業の調査能力では不足すること、企業によってばらつきがでることから、貴委員会でのとりまとめが適するため
12	規則（案） 第11条の3	外国にある第三者への情報提供に係る同意取得時には、当該外国の名称等を提供する必要があるが、第三者が複数存在する場	契約締結時では想定されない諸外国への越境移転が発生する場合の対応について確認したい

No.	該当箇所	意見	理由
		合は、その全て名称の情報を提供する必要があるか明確化いただきたい。	
13	規則（案） 第 11 条の 3 第 2 項 2 号 第 18 条の 2 第 1 ・ 2 項	「適切かつ合理的な方法」「その他の適切な方法」の具体的内容について、ガイドライン等で明確化いただきたい。	明確化のため
14	規則（案） 第 11 条の 4 第 1 項第 1 号	移転元が講ずべき「必要な措置」について、移転先の所在国の制度の有無およびその内容に関する「定期的な確認」が必要になるが、「定期的な確認」の内容や頻度等について、ガイドライン等で明確化・簡素化を検討いただきたい。	「定期的な確認」に関する明確化・簡素化のため
15	規則（案） 第 18 条の 2 第 1 項	「法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認」とあるが、個人関連情報取扱事業者としてどの程度の当該確認が必要かについて基準を明確化いただきたい。	同条同項第 1 号は、個人関連情報が、第三者に個人データとして取得される場合に、本人の同意が取得されていることを、個人関連情報取扱事業者として確認することを規定している。概して、第三者との契約締結時等に、第三者において同意を取得する体制が整っていることの確認をもって、当該事項を確認したとみなすことが可能か、あるいは個人関連情報の提供にあたり、前もって実際に同意が取得されていることの記録（ログ等）を、個人関連情報取扱事業者において第三者から提供を受け確認することが必要となるのかにつき、いずれの基準となるかを明確化いただきたい 第三者において同意に係る記録が保存され、個人関連情報取扱事業者は、望むタイミングで、第三者に対しいつでも記録確認を要請が可能であることをもって同意取得の体制が整っている

No.	該当箇所	意見	理由
			という基準であることが望ましい
16	規則（案） 第 18 条 2 第 1 項	「…個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他適切な方法とする」とあるが、提供を受ける第三者が、個人情報と切り離す等、個人関連情報に不可逆な措置を講じている場合は、そもそも第三者提供とはならず、法第 23 条第 5 項で定める業務委託として整理することが望ましい。	顧客基盤を持つ事業者や DMP 事業者、DM 配送事業者等は、複数事業者とのデータ連携を行うことが事業運営上定常的に発生しており、また自身でも顧客データを保持するケースも多いため、会社単位で本規制を適用するのは現実的ではなく、業務単位で、業務の内容に合わせて本規制は適用すべきと考えられるため
17	規則（案） 第 18 条の 2 第 1 項	「提供を受ける第三者から申告を受ける方法」の具体的内容（例：同意を取得していることを表明保証させる等の方法など）について、ガイドライン等で明確化いただきたい。	明確化のため
18	施行規則（案） 第 18 条の 2 第 3 項	「当該事項の内容と当該提供に係る…同一であることの確認を行う方法とする」について具体例をガイドライン等で示していただきたい。	明確化のため
19	施行規則（案） 第 18 条の 4	提供先において個人データとして取得されない場合はかかる記録作成は不要という理解でよいか。	明確化のため
20	施行規則（案） 第 18 条の 4	法 28 条第 5 項の開示請求の対象となるのは提供元において個人データとして管理される場合のみであり、「個人」と紐づかない個人関連情報の第三者提供記録は開示対象に該当しないという理解でよいか。	明確化のため
21	規則（案） 第 18 条の 6	開示の方法に係る規則（案）第 18 条の 6 と法第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の関係性および当該改正法・規則による事業者の義務について明確化いただきたい。 あわせて、「電磁的記録の提供による方法」を具体的に示さず、事業者の判断に委ねた背景について教示いただきたい。	規則（案）第 18 条の 6 の規定に従うと、事業者が定めた方法の中で、個人は開示の方法を選択することとなり、法第 28 条第 3 項に規定する事業者の説明義務は発生しないとも読める。今次の改正の趣旨に則り、当該改正法・改正規則によって事業者にはどのような義務が課されるのか明確化いただきたい あわせて、例示列挙による方が、明確さの観点からは利がある

No.	該当箇所	意見	理由
			と思われるが、そのようにしなかった背景について説明いただくことで、当該改正規則の条項の解釈にも資する
22	規則（案） 第 18 条の 6	<p>「電磁的記録の提供による方法」であるが、たとえば電子メールアドレスへの送付は、住所等と異なり本人確認ができないことから、本人ではない者への情報漏洩の懸念がある。本人確認がとれず情報漏洩リスクがある場合は「本人の権利利益を害するおそれがある」ものとして、書面による開示になったとしてもやむをえないとの理解でよいか（第 18 条の 6 が規定する「電磁的記録の提供」、「書面の交付」は例示であり、「当該個人情報取扱事業者が定める方法」（前 2 者以外の方法を含む。）で対応すれば足りると理解）。</p> <p>また、電磁的記録の提供による方法として、本人確認を求める方法を事業者側から提示した方法について、本人から謝絶があった場合、書面によることもやむをえないと判断してよいか。</p>	明確化のため
23	規則（案） 第 18 条の 6	<p>「電磁的記録を提供する方法」として、仮に本人に対して、電子メールを送信する方法を採る場合は、開示請求時に公的書類等で本人確認ができていれば、開示請求の際に指定された電子メールアドレスに送信することでよいか。</p> <p>指定された電子メールアドレスが相違していた場合や何らかの手段で本人以外の第三者が開示請求をしてきた場合であっても、上記のケースにおいては個人情報取扱事業者は免責されることが望ましい。</p>	本人が指定したメールアドレスに相違やなりすましがあつた場合、個人情報取扱事業者は事前にテストメールを送付したとしても、メールアドレスの相違やなりすまじに気づくことは困難であるため

以 上